

令和4年度 第2回豊田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会  
第3回地域福祉活動推進委員会 合同会議 議事録（公表用）

日時：令和4年11月25日（金）午前10時～12時  
場所：豊田市役所南庁舎5階 南52会議室

## 1 出席者

### （1）豊田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会

#### ①地域福祉専門分科会委員

伊藤 大介（日本福祉大学社会福祉学部助教）、稲垣 令一（豊田市高齢者クラブ連合会）、  
岡田 政美（豊田市民生委員児童委員協議会）、幸村 的美（豊田市社会福祉協議会）、  
小松 理佐子（日本福祉大学社会福祉学部教授）、坂元 玲介（とよた多世代参加支援プロジェクト）、  
佐合 恭治（市民公募）、松本 清彦（一般社団法人豊田市身障協会）、  
水野 和之（豊田市区長会）、村瀬 和好（市民公募）、  
山田 美津子（豊田市ボランティア連絡協議会）、山村 史子（名古屋医専教官）

<欠席者>

阪田 征彦（障がい者支援施設 むもん）

②事務局 福祉部 柴田部長、柴田副部長、梅田参事  
地域包括ケア企画課 花木課長、伊地知副課長、小林担当長、鈴木主査

③関係課 福祉総合相談課 橋本副課長

### （2）豊田市地域福祉活動推進委員会

#### ①地域福祉活動推進委員

安藤 忠司（下山支所推進委員会）、梅村 悦子（豊田市民生委員児童委員協議会）、  
江口 秀和（連合愛知豊田地域協議会）、木本 光宣（ユートピア若宮）、  
酒井 保彦（豊田市自主防災会連絡協議会）、鈴木 隆之（豊田市区長会）、  
鈴木 理香（トヨタ地域包括支援センター）、中屋 浩二（梅ヶ丘学園）、  
伴 幸俊（豊田地域医療センター）、松尾 英樹（豊田市高齢者クラブ連合会）、  
三井 克哉（豊田市特別養護老人ホーム施設長協議会）、  
八鍬 幸雄（ボランティアセンター運営委員会）、山村 史子（とよた市民福祉大学運営委員会）

<欠席者>

加藤 国治（豊田市介護サービス機関連絡協議会）

②事務局 豊田市社会福祉協議会

事務局：中田事務局長、安藤事務局次長、鈴木地域福祉推進室長、総務課：中村課長、  
共生推進課：大谷課長、大地副課長、鈴木進担当長、くらし応援課：永井課長

## 2 次第

- （1）福祉部長あいさつ
- （2）専門分科会長、推進委員会委員長あいさつ
- （3）議題
  - ①前回のふりかえり（確認事項）

②地域会議・E モニターの結果について（報告事項）

③第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画の体系（改訂案）について（協議事項）

（4）連絡事項

### 3 議事録（要旨）

（1）福祉部長あいさつ

（2）専門分科会長、推進委員会委員長あいさつ

（3）議題

① 前回のふりかえり（確認事項）

② 地域会議・E モニターの結果について（報告事項）

③ 第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画の体系（改訂案）について（協議事項）

（4）主な意見

①地域会議の結果について

【委員】（専門分科会）

- ・ 地域会議で出た意見も計画に反映させてほしい。

【事務局】（市：地域包括ケア企画課）

- ・ 地域で行うことは地域でやってもらうため計画には載せていないが、「共働で行うこと、支援してほしいこと」についてはこのあとの基本目標4で説明予定。基本目標4の中に地域会議で出た意見にて反映。

② 基本目標1について

【委員】（専門分科会）

- ・ 「暮らしを支える環境整備」のところで主な事業が「（仮）コミュニケーション手段の利用促進に関する条例の検討」から「相互理解の促進と意思疎通の円滑化に関する行動計画の推進」に変わっているが、変えた意図があれば知りたい。

【事務局】（市：地域包括ケア企画課）

- ・ 第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定時は検討段階だった条例が、令和3年4月に「豊田市地域共生社会の実現に向けた相互理解の促進及び意思疎通の円滑化に関する条例」として施行され、その条例に基づき、相互理解と意思疎通に関する行動計画が策定されたため、正式名称に変更した。

【委員】（専門分科会）

- ・ E モニターの結果を、現場にフィードバックしているか。
- ・ 市役所にはさまざまな分野の相談窓口があるが、メールや電話、SNS などでの対応はしているか。

【事務局】（市：地域包括ケア企画課）

- ・ E モニターの結果については、現在、データをまとめて資料を作成した段階であるため、これから担当課へフィードバックする予定。
- ・ 相談体制については、各課でメールを持っているため、メールでお問い合わせがあれば対応は可能。また、豊田市のホームページには AI チャットボットが導入されており、相談内容をチャットに入力すると、該当ページに案内されるようになっている。
- ・ 国でも試験的に SNS 等での相談窓口を設置しているため、動向を注視しながら検討していきたい。

【委員】（専門分科会）

- ・ 包括的な相談支援体制の充実の部分で、なぜ評価指標を総合相談窓口相談件数に設定しているのか教えてほしい。

【事務局】（市：地域包括ケア企画課）

- ・ 第1次計画策定時は本庁のみで相談窓口を実施していたが、第2次計画策定以降、各支所に福祉の相談窓口が設置されたため、相談件数を設定している。現在、認知度が低い状態ではあるが、相談窓口の有用性についても検討する必要があるため、引き続きこの指標を設定している。

【委員】（専門分科会）

- ・ 意図は理解できた。今後、現在22%の認知度を、何%まで上げれば、設置してよかったと考えるかが大事。今後、コロナの状況を考えると、窓口に来訪する勇気がなかなか持てない人が多くいると感じるため、アウトリーチ支援や多機関協働での支援についても評価指標とするよう検討していただきたい。

【事務局】（市：地域包括ケア企画課）

- ・ 検討していきたい。

【委員】（専門分科会）

- ・ ヤングケアラーの早期発見・その後の対応については、学校を中心とした福祉系の機関との連携が大事。学校と児童福祉の機関では割と連携する機会が多いかと思うが、ヤングケアラー問題の場合は、ケアを受けている親御さんは障がい者福祉や高齢者福祉の対象であることが多い。そのあたりの連携がまだうまく取れていない自治体があるという印象を受けるため、学校と障がい者福祉や高齢者福祉の機関がきちんと連携を取れるような体制づくりが大事。

【事務局】（市：地域包括ケア企画課）

- ・ 例えば、地域包括支援センターの職員が自宅に訪問した際に、ヤングケアラーに該当する児童がいた場合、専門外であっても、世帯ごと状況を把握し、必要に応じて適切な支援機関につなげるということを行っている。引き続き、しっかりと意識を持っていただけるよう啓発していきたい。

【事務局】（市：福祉総合相談課）

- ・ ヤングケアラーの支援体制の検討を福祉総合相談課で行っているが、ケアをする側とされる側、それぞれが課題を抱えている状況である。
- ・ 豊田市では地域住民の複雑化・複合化した課題に対して、関係する支援機関が連携して支援する重層的支援体制という仕組みが構築されている。ヤングケアラーへの支援にあたっては、既存の体制を活かしつつ、ヤングケアラーの特性を十分に理解しながら、支援を進めていきたい。

③ 基本目標2について

【委員】（推進委員会）

- ・ 住民福祉教育の推進について、前回の合同会議で「子どもたちが『助けて』と声をあげられない」と聞いて、とてもショックだった。障がいがある私たちが地域に出ないから、そのような風土を作ってしまうと感じた。
- ・ その中でこのような文言（支援を求める声が上げやすい風土づくり）を入れてもらったことはとても嬉しい。
- ・ 障がいの有る無しではなくて、障がい者と話すことが、子どもが声を上げやすい風土づくりにつながるという発想がすごいと感じたため、ぜひ実践教室で実施してより良いものにしていきたい。
- ・ 私の子どももヤングケアラーであり、服の着脱や食事の介助をしてくれている。ヤングケアラーの支援対象者がきちんと制度を利用できることで、ヤングケアラーを救うこともできるため、制度を適切に使っていくことも重要である。

【事務局】（社協）

- ・ 実践教室については、新たな視点として入れていきたいと考えているため、実践教室を担っている講師団体と打合せをし、なるべく早く実施していけるようにしたい。

【事務局】（市：福祉総合相談課）

- ・ ヤングケアラーへの支援にあたっては、ケアをする側（子）だけでなく、ケアされる側（親）への支援が重要であるため、ケアされる側に対してもしっかりと活用できる福祉サービスを検討していきたい。

【委員】（推進委員会）

- ・ 民生委員・児童委員の活動環境の改善推進の「●区長の選任負担の軽減」についてもう少し詳しく教えてほしい。

【事務局】（市：福祉総合相談課）

- ・ 具体的な取り組みとしては、条例改正を行い区長の選任期間を延ばした。改正前は5月までに民生委員・児童委員の推薦をしなけりなかつたが、改正後は9月まで選任期間を延ばし、選任期間を延ばすことで区長の負担軽減を図った。

【委員】（推進委員会）

- ・ この計画にはさまざまな福祉のことが書かれているが、これらを可能にしていくには、すべての部、すべての課との連携が必要である。山村条例ができ、期待しているが、山村条例を踏まえた取組を福祉部としては何か考えているか。

【事務局】（市：地域包括ケア企画課）

- ・ 市全体で都市と山村の交流によるまちづくりを推進しているところである。今回の改訂においても都市部、山間部の地域会議と意見交換を行い、提案を受けたところ。重層的支援体制推進事業にも「地域づくり」事業があり、引き続き、地域と連携しながら事業を推進していきたい。

【委員】（専門分科会）

- ・ 民生委員・児童委員の活動環境の改善推進の「●区長の選任負担の軽減」について、選任期間を延ばすぐらいでは負担軽減にならない。選任を区長の責務ではなく、色々な選任方法を柔軟にして、多様な形の中で適任者が選任できるという仕組みにしてほしい。あたかも選任権限が区長にあるからという風に取りれないこともないため、ここの表現を再度、検討いただき一報をいただきたい。

【事務局】（市：福祉総合相談課）

- ・ 今後、検討していきます。

【委員】（推進委員会）

- ・ 民生委員をやっている者として、参考にお伝えするが、現実として、区長が民生委員の仕事を理解していないことが多い。極端な話、「月に1回出て行けばいいだけだよ」と安易に説明されて、民生委員を引き受けたら、実際は「とても大変だ」となることが実態。
- ・ 一期やってみてようやく仕事の内容が分かった頃に、「これ以上やってられないから辞めましょう。」となり、そのような口コミが広まることで、民生委員なんてやるものではないというような声が聞こえる。
- ・ 区長が決めることは大切ではあるが、後任選任時に民生委員の経験者と共に進めることで、体験を交えながら丁寧に説明することで、理解が深まると思う。また、幅広い選任方法を推奨していただきたい。

【委員】（推進委員会）

- ・ 民生委員を代表してここへ来ているが、今回民生委員の改選に伴って、区長さんを始め各地区いろいろな

苦労があったと思う。選任期間を延ばすだけでは負担軽減にならないが、民生委員の仕事がまだ社会に認知されていないので、企業などにも出向いて行って、理解していただく必要がある。実際には、働きながら民生委員をやっている人もいて、退職者向けに話をすることも取り組んでいただきたい。

#### 【委員】（専門分科会・推進委員会）

- ・（仮）地域福祉人材センターの検討について意見を述べたい。私は両方の委員であるが、1つはとよた市民福祉大学を運営するという立場であり、人材育成もしている。
- ・計画に地域福祉人材センターについて載せていただく意義はともあるが、「マッチング」という表現に抵抗がある。マッチングというと何かしてもらって、させるような印象を与える気がする。もちろん何かしたいという人に対して、より良いものや必要な情報を提供することは非常に有意義ではあるが、とよた市民福祉大学の修了生の中には思いがあって、目標を達成するには時間が掛かる方も見える。例えば、お助け隊を結成するのに3年掛かりで取り組んでいる。それほど時間を掛けないと地域に根付いていかないからである。
- ・情報提供をしてすぐに結果が出るものでもないで、皆さんが相談し、交流できる場所であってほしい。ただ、情報提供をするだけでは、すでにボランティアセンターが機能しているため、それで十分ではないかという視点も出てくるかと思う。

#### 【事務局】（社協：共生推進課）

- ・今後、「マッチング」という表現は検討する。
- ・とよた市民福祉大学の修了生の現状として、すぐに活動を始められる方も見えれば、そうでない方も見える。そうした場合、とよた市民福祉大学では同窓会を組織したり、フォローアップ研修を行っており、長く丁寧に修了生を支援していきける体制をとっている。
- ・地域福祉人材センターも同様に、すぐに活動されない方もみえると思うので、長く丁寧に支援できる体制を考えていきたい。
- ・また、ボランティアセンターとの機能整理も行っていく。

#### 【委員】（専門分科会・推進委員会）

- ・ヤングケアラーの発見というところで、医療機関との連携が必要だと考える。ケアが必要な人は最初に医療に結びつくが、そこで、例えば、虐待の発見については医療機関の通知義務があるように、医療機関と行政が連携して対応してほしい。大きな病院にはMSWが動いてくれる場合もあるが、診療所の場合は無いため、包括的な支援体制と絡めて医療や福祉の分野にも周知を進めて、関係性を作っていただきたい。

#### 【事務局】（市：地域包括ケア企画課）

- ・医療と介護の連携も当課で所管しているため、そちらの方でもしっかりと周知していきたい。

#### 【委員】（推進委員会）

- ・相談窓口の入口部分で色々な相談を受けている。主に高齢者部門の相談になるが、電話を受けて、訪問をすると、困窮していたり、40年近く引きこもっている息子がいたりする。ひとり暮らし高齢者登録をされている高齢者の自宅に行くと、いつの間にか孫がいたりするため、研修がすごく役に立っている。
- ・包括も経験年数が浅い職員もいるため、市や社協、医療機関などと連携・協力しながら、対応している。
- ・介護認定を持っている高齢者の支援については、医療機関がケアマネにつなぐことが多く、ひとりで抱え込んでいることが多い。包括の研修体系はとてもよくできているため、包括と同レベルの研修体制は難しいかもしれないが、補助金等を活用して、多様な研修を受講できるような体制を取れるようにしていただけると良い。

#### 【事務局】（市：地域包括ケア企画課）

- ・包括支援センターの所管課に相談する必要があるが、ZOOMの研修を一緒に受講してもらうことができるかなども含めて検討していきたい。

#### ④ 基本目標 3、4 について

##### 【委員】（専門分科会）

- ・ 若年性認知症等の人の社会参加支援の仕組みづくり（プラットフォームの構築）について具体的に教えてほしい。

##### 【事務局】（市：地域包括ケア企画課）

- ・ 認知症の人が地域において役割を持ち、「生きがい」をもった生活を送れるよう、これまでの経験、残された能力等を活かして、社会参加できるよう、企業等のニーズと認知症の人のニーズを集約し、相談支援を行いつながりながらマッチングしていくプラットフォームの構築を検討している。

##### 【委員】（推進委員会）

- ・ 全ての基本目標に新規の取組があり、世の中のニーズを捉えて、新たなことにチャレンジすることは評価できる。ただ、これから人やお金が限られてくる中で、なんでもかんでもどんどん新しいことをやっていますではなく、やめていくことや縮小していくべきことなど、しっかりとマネジメントサイクルの中で評価していくことも大切である。

##### 【委員】（専門分科会）

- ・ CSW や SIB などの横文字は、口頭で説明はあったが、資料にかっこ書き等で和訳の説明があると良い。

##### 【委員】（専門分科会）

- ・ 資料の基本目標の中にある「成果指標」は「成果目標」の誤りではないか。

##### 【事務局】（市：地域包括ケア企画課）

- ・ 表記については、検討します。

##### 【委員】（推進委員会）

- ・ 多様な多世代が交流・活躍できる居場所の展開について具体的にどのような支援をしていただけか。ふれあいサロンや元気アップ教室、ずっと元気プロジェクトは区民会館や集会所で開催しているが、インターネット環境が整っておらず、テレビも見えない状況。多世代でワールドカップを観たり、催しをするには必ず費用が掛かるため、可能であれば支援や相談にのってほしい。

##### 【事務局】（社協）

- ・ 身近な相談窓口ということで各支所、出張所が設置されている。支所、出張所を中心に身近な場所でのサロン活動や居場所づくりをさまざまな関係機関や住民の方と話しながら進めて行きたい。まずは、困りごとがあれば身近な相談窓口にご相談いただきたい。

##### 【委員】（推進委員会）

- ・ 備品を揃える時、憩いの家の備品を用意するときに、何らかのご支援をいただければありがたい。

#### (5) 連絡事項

##### 事務局から説明

- ・ 市民公開シンポジウムについて
- ・ 住民のための地域福祉活動実践セミナーについて

以上